

佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する観点から公共下水道等未整備地域における生活排水及びし尿の適正な処理の推進を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に、合併処理浄化槽の適正な維持管理を行っている者に対し、予算の範囲内において、佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）

第2条第1号の浄化槽で、次に掲げる要件を備えるものをいう。

ア 10人槽以下の規模であること。

イ 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上であること。

ウ 放流水のBODの日間平均値を放流水1リットルにつき20ミリグラム以下にすることができる機能を有すること。

(2) 水質検査 法第11条第1項の規定による定期検査をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる合併処理浄化槽の設置場所の地域（以下「補助対象地域」という。）は、次に掲げる地域とする。

(1) 法第12条の4第1項の浄化槽処理促進区域に指定されている地域

(2) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定められた予定処理区域のうち、公共下水道の供用が開始されていない地域

2 新たに公共下水道の使用が可能となった地域については、前項の規定にかかわらず、供用開始の公示の日から1年に限り補助対象地域とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、補助対象地域において自己及び生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親族の居住の用に供する住宅（併用住宅にあつては、非住宅部分の床面積が50平方メートル以下で、かつ、その占める割合が当該建築物の延べ床面積の2分の1未満であるものをいう。）の敷地内（都市計画法（昭和43年法律第100号）に照らして支障がない場合は、その隣接地を含む。）に合併

処理浄化槽を設置し、法第10条第1項に定める頻度により当該合併処理浄化槽の保守点検及びその清掃を行い、かつ、水質検査を受検した者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認を受けない者又は法第5条第1項の規定による設置の届出を行わず、若しくは同条第2項の勧告に従わない者
- (2) 水質検査の結果が不適正と判定された者
- (3) その他市長が必要と認める措置を行わなかった者
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽1基につき6,000円とする。

- 2 補助金の交付は、水質検査を受検した日の属する年度（以下「検査年度」）に行うものとし、毎年度1回を限度とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、水質検査を受検した日の翌日から起算して3か月以内（以下「申請期間」という。）であって、かつ、当該水質検査に係る補助金の申請が検査年度において行われなかった場合にあっては、検査年度の翌年度に補助金の交付を行うことができる。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に定める補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が提出しなければならない申請書及び規則第13条の報告書は、佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書（兼報告書）（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）とする。

- 2 交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 水質検査の検査結果書の写し
 - (2) 水質検査に要した費用に係る払込票兼受領証（受付郵便局又はコンビニエンスストアの日付印の押印のあるもの）の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

3 交付申請書は、申請期間に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 規則第6条第1項の決定の通知及び規則第14条の額の確定の通知は、佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付決定（兼確定）通知書（別記様式第2号）によるものとする。

2 規則第6条第2項の決定の通知は、佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）によるものとする。

(補助金の交付の請求)

第8条 規則第16条第1項の請求書は、佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付請求書（別記様式第4号）とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成22年3月30日決裁21佐下第810号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用する。

(有効期限)

- 3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成24年3月5日決裁23佐下第699号、平成24年3月26日決裁23佐財第681号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日決裁26佐生環第383号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日決裁佐財第577号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日決裁佐生環第629号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日決裁佐財第678号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和6年度予算に係る補助金から適用し、令和5年度予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年3月23日決裁 佐生環第951号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

別記

様式第1号（第6条関係）

佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書（兼報告書）

年 月 日

（宛先）佐倉市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金の交付を受けたいので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第3項第1項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度		年 度
補助を申請する 事業等の概要	名 称	合併処理浄化槽維持管理費補助事業
	目的及び内容	
	効 果	
交 付 申 請 額		円
水質検査受検年月日		年 月 日
添 付 書 類		1 水質検査の検査結果書の写し 2 水質検査に要した費用に係る払込票兼受領証 （受付郵便局又はコンビニエンスストアの日 付印の押印のあるもの）の写し 3 その他（ ）

様式第2号（第7条関係）

佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付決定（兼確定）通知書

第 号
年 月 日

住 所
申請者
氏 名 様

佐倉市長



年 月 日付けで申請のあった佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金の交付について、次のとおり決定（確定）したので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金
補助事業等の名称		合併処理浄化槽維持管理費補助事業	
交付決定(確定)額		円	
交付予定時期		年 月	
交 付 条 件			

様式第3号（第7条関係）

佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

住 所
申請者

氏 名 様

佐倉市長



年 月 日付けで申請のあった佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金の交付について、次のとおり決定したので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第6条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金
補助事業等の名称		合併処理浄化槽維持管理費補助事業	
不交付の理由			

様式第4号（第8条関係）

佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

年 月 日付け 第 号 で交付の決定を受けた佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金について、佐倉市補助金等の交付に関する規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 円

（振込先）

金融機関名	銀 行 本店 信用金庫 支店 信用組合 支所 農 協
種 別 (いずれかに○)	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	